２０２６年度（令和８年度）公認ソフトボールスタートコーチ養成講習会
開催要項（京都会場）

1　目的
本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、日本のソフトボール競技の指導現場における活動等において、必要最低限の知識・技能を習得し、安全・安心の指導を提供できる指導者の養成を目的に開催します。

2　主催
公益財団法人日本スポーツ協会　　公益財団法人日本ソフトボール協会

3　主管
近畿ソフトボール協会

4　期日・会場・募集人数・募集期間

期日	会場	募集人数	募集期間
９月５日 （土）	京都府民総合交流プラザ 京都テルサ 〒601-8047 京都市南区 東九条下殿田町 70 番地 電話：075-692-3400	100 人	仮申込み 令和８年６月２２日～ ６月２９日 本申込み 令和８年７月８日～ ７月１７日

＊先着順になります。定員になり次第、受付を締め切ります。（定員 100 名）
＊本申込みは、仮申込みの手続きを終えられた方に限られます。

5　日程
・別紙日程表のとおりです。

6　参加条件
・2026 年（令和８年）４月１日現在、満 18 歳以上の者
・所属各府県ソフトボール協会指導者委員長が認めた者

7　実施方法
・7.5 時間以上（共通 3.5ｈ/専門 4ｈ）の集合講習と自宅学習（共通 11.5ｈ/専門 3.5ｈ）を実施します。

8　教材
・公認スタートコーチ共通科目テキスト（リファレンスブック）

9　参加料
・１人@10,000 円（受講料＋テキスト代　税込）
※当日、受付で納入してください。

10　申込方法
（1）受講希望者は、**６月２２日(月)９：００～６月２９日(月)１７：００の間に**、次の URL または QR コードからお申し込みください。

ＵＲＬ：https://forms.gle/uvSuTVo7H84xZhEQ6

QR コード
仮申込入力フォーム

※近畿ソフトボール協会指導者委員会において仮受講申込み内容を確認し、受講者を内定します。その後、改めて仮受講申込み者に本受講申込みに関する通知をメールで行います。
※案内に従い、**７月８日(水)９：００～７月１７日(金)１７：００までに**指導者マイページから本受講申込みを行ってください。

(2) 本受講申込期間終了後～２週間程度で日本スポーツ協会が申込内容を確認し、受講可否等について指導者マイページおよびメールにて連絡をします。これをもって受講内定となります。
(3)なお、この一連の申込み手続きは、受講希望者本人様によって行ってください。また、住所、連絡先の電話・e-mail 等は、お間違いのないよう確認のもとで申し込んでください。記載事項に不備があった場合は、受講できない場合があります。

11　受講有効期間

本講習会の受講有効期間は、日本ソフトボール協会が定めます。なお、本講習会の受講有効期間中に、スタートコーチ（ジュニア・ユース）を除く、他の公認スポーツ指導者資格の講習会を受講することは認めません。

12　受講取消

受講者としてふさわしくない行為（日本スポーツ協会登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。

なお、処分内容については、日本スポーツ協会登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討することとします。また、日本スポーツ協会または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの受講辞退に関する届け出は受理しません。

13　登録・認定

(1) 講習会を修了し、その後、日本スポーツ協会から登録手続き（登録料の支払い・登録内容の確認）の案内が届きます。
(2) 登録手続き（登録料の納入等）を完了した者を、公認ソフトボールスタートコーチとして認定し、「認定証」及び「登録証」が交付されます。
(3) 登録料は、４年間分の基本登録料（デジタル版：13,000 円／印刷送付版：17,000 円）と、４年間分の資格別登録料 10,000 円、初期登録料として 3,300 円（税込）の合計 26,300 円もしくは 30,300 円を納入いただきます。

14　その他

(1) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、日本スポーツ協会及び日本ソフトボール協会、各都道府県ソフトボール協会が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとします。
(2) 講習会風景の写真等を実施する都道府県ソフトボール協会ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合があります。
(3) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の実施する都道府県ソフトボール協会が管理できない事由により講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、実施する都道府県ソフトボール協会ではその責任を負わないものとします。
(4)問合せ先

近畿各府県ソフトボール協会事務局へ連絡してください。